

令和8年度 「公衆浴場衛生基準等に関する条例」及び 「旅館業法施行条例」に係る 浴場設備等実態調査 調査票



以下の①～③のいずれかの方法により回答※をお願いします。

①スマホの場合

右の二次元コードを読み込んで回答。



②パソコンの場合

以下の「URL」で検索または「和歌山県 生活衛生課 HP」からアクセスして回答。

【URL】

<https://prefwakayama.form.kintoneapp.com/public/073aa5993536f9ab720c1a2aea1b1f0e3af3d63304e6f99a41b298d3d4ae393b>

【和歌山県 生活衛生課HP】

和歌山県 生活衛生課

検索

③郵送や持参等の場合

紙の調査票へ記入し、管轄の保健所へ郵送や持参等により提出。

※回答頂いた内容で、確認をさせていただく場合がございますので、控えを保存いただくようお願いします。

①、②の方法で回答頂く場合は、記入された「メールアドレス」あてに回答結果が送信されますので、そちらをご活用ください。また、迷惑メール対策の設定をしている場合は、『autoreply@kintoneapp.com』からのメールが届くよう設定をお願いします。

令和8年度 公衆浴場条例及び旅館条例に係る浴場設備等実態調査 調査票

許可種別	公衆浴場	☐ 一般公衆浴場	☐ その他公衆浴場	※複数の許可を取得している場合は、あてはまるものをすべてチェックしてください。
	旅館業	☐ 旅館・ホテル	☐ 簡易宿所	
施設名				
施設所在地				管轄保健所 保健所
施設電話番号			施設FAX番号	
メールアドレス				←回答した内容がメールで送信されます。
施設内の浴槽数				
記入日			記入者名	

該当する項目の口にチェックし、矢印の指示に従って数値や清掃頻度などを記入して下さい。

1.設備の衛生管理

①貯湯槽	☐ 有	(1)設定温度	☐ 60℃以上 ☐ 60℃未満	【条例】 通常の使用状態において60℃以上に保つとともに、最大使用時においても55℃以上に保つこと		
		(2)最大使用時の温度	☐ 55℃以上 ☐ 55℃未満			
	☐ 無	(1)、(2)のいずれか一つでも条例に定める温度に保てない場合※				
		※貯湯槽内の湯水の消毒			☐ 行っている ☐ 行っていない	【条例】 条例に定める温度に保てない場合、貯湯槽内の湯水の消毒を行うこと
		生物膜の状況の監視、清掃・消毒			☐ 定期的に行っている ☐ 定期的に行っていない	【条例】 定期的に監視、清掃・消毒を行うこと
設備の破損等の確認及び温度計の性能の確認			☐ 行っている ☐ 行っていない	【条例】 設備の破損等の確認および温度計の性能の確認を行うこと		

②浴槽	☐ 非循環式浴槽と循環式浴槽の両方を設置 → 非循環式浴槽と循環式浴槽の両方の項目にチェックしてください。			
	☐ 非循環式浴槽	浴槽の完全換水	☐ 毎日実施している ☐ 毎日実施していない	【条例】 毎日完全に換水すること
		浴槽の清掃	☐ 毎日実施している ☐ 毎日実施していない	【条例】 毎日清掃すること
	☐ 循環式浴槽	浴槽の完全換水	☐ 1週間に1回以上実施している ☐ 1週間に1回以上実施していない	【条例】 1週間に1回以上完全に換水すること
		浴槽の清掃	☐ 1週間に1回以上実施している ☐ 1週間に1回以上実施していない	【条例】 1週間に1回以上清掃すること
☐ 無				

③水位計に通じる配管	☐ 有	生物膜の除去	☐ 1週間に1回以上実施している ☐ 1週間に1回以上実施していない	【条例】 1週間に1回以上生物膜を除去すること
	☐ 無			

④シャワー	☐ 有	シャワーの通水	☐ 1週間に1回以上実施している ☐ 1週間に1回以上実施していない	【条例】 1週間に1回以上通水すること
		シャワーヘッドとホースの点検	☐ 6か月に1回以上実施している ☐ 6か月に1回以上実施していない	【条例】 6か月に1回以上点検すること
	☐ 無	シャワーヘッドとホースの内部の洗浄・消毒	☐ 1年に1回以上実施している ☐ 1年に1回以上実施していない	【条例】 1年に1回以上洗浄、消毒すること

⑤オーバーフロー還水管及び回収槽	☐ 有	清掃・消毒	☐ 定期的に行っている ☐ 定期的に行っていない	【条例】 内部の清掃、消毒を定期的に行うこと
	☐ 無			

⑥調節箱	☐ 有	生物膜の状況の監視、清掃・消毒	☐ 定期的に行っている ☐ 定期的に行っていない	【条例】 生物膜の状況を監視し、定期的に清掃・消毒を行うこと
	☐ 無			

⑦気泡発生装置	☐ 有 → ☐ 無	清掃・消毒 ☐ 定期的に行っている ☐ 定期的に行っていない	【条例】定期的に清掃、消毒を行うこと
⑧ろ過器 ※循環式 浴槽のみ	☐ 有 → ☐ 無	ろ過器の逆洗浄 ☐ 1週間に1回以上実施している ☐ 1週間に1回以上実施していない ろ過器の生物膜の状況の点検、除去・消毒 ☐ 1年に1回程度実施している ☐ 1年に1回程度実施していない 浴槽水がある時のろ過器の作動状況 ☐ 常に作動させている ☐ 常に作動させていない	【条例】1週間に1回以上逆洗浄して汚れを排出すること 【条例】1年に1回程度は生物膜の点検、除去・消毒すること 【条例】浴槽水がある時は、ろ過器を常に作動させること
⑨集毛器 ※循環式 浴槽のみ	☐ 有 → ☐ 無	清掃・消毒 ☐ 毎日行っている ☐ 毎日行っていない	【条例】毎日清掃、消毒を行うこと
⑩循環配管 ※循環式 浴槽のみ	☐ 有 → ☐ 無	生物膜の状況の点検、除去・消毒 ☐ 1年に1回程度行っている ☐ 1年に1回程度行っていない	【条例】1年に1回程度は生物膜の点検、除去・消毒を行うこと
⑪消毒装置	☐ 有 → ☐ 無	維持管理 ☐ 行っている ☐ 行っていない	【条例】維持管理を適切に行うこと

2. 水質検査

⑫ 原湯 原水 上がり用湯 上がり用水	☐ 水道水 ☐ 水道水以外 →	水質検査 ☐ 1年に1回以上行っている ☐ 1年に1回以上行っていない 水質検査結果の保管期間 ☐ 3年間保管している ☐ 3年間保管していない	【条例】1年に1回以上水質検査を行うこと 【条例】3年間保管すること
		直近の水質検査実施年月日 令和 年 月 日	
		直近のレジオネラ属菌検査結果※ () cfu/100mL	【規則】10cfu/100mL未満
※原湯・原水・上がり用湯・上がり用水が複数ある場合は、検査対象をすべて検査した結果のうち、検出菌数の値が最も大きかったものについて記入してください。			

⑬浴槽水 客が入れ替 わることに 完全換水 および 清掃・消毒	☐ している ☐ していない →	浴槽の使用頻度 ☐ 浴槽を連日使用している→下の①を記入 ☐ 浴槽を連日使用していない→下の②を記入 ①浴槽水の水質検査 (浴槽を連日使用している場合のみ記入) ☐ 1年に2回以上行っている ☐ 1年に2回以上行っていない ②浴槽水の水質検査 (浴槽を連日使用していない場合のみ記入) ☐ 1年に1回以上行っている ☐ 1年に1回以上行っていない	【条例】(連日使用している浴槽水) 1年に2回以上水質検査を行うこと 【条例】(連日使用していない浴槽水) 1年に1回以上水質検査を行うこと
		水質検査結果の保管期間 ☐ 3年間保管している ☐ 3年間保管していない	【条例】3年間保管すること
		直近の水質検査実施年月日 令和 年 月 日	
		直近のレジオネラ属菌検査結果※ () cfu/100mL	【規則】10cfu/100mL未満
※浴槽が複数ある場合は、すべての浴槽を検査した結果のうち、検出菌数の値が最も大きかった浴槽について記入してください。			

3.浴槽水の衛生管理

⑭ 浴槽水の種類

3つの項目のうち該当する項目にチェック☑し、矢印の指示に従って回答してください。

☐ 水道水	→	浴槽水の消毒が必要です。 ⑭-2 に回答してください。
☐ 水道水で、かつ客が入れ替わるごとに浴槽水の完全換水および清掃・消毒を行っている	→	浴槽水の消毒は不要です。 ⑮に進んでください。
☐ 水道水以外 ()	→	浴槽水の消毒が必要です。 ⑭-2 に回答してください。

⑭-2 浴槽水の消毒

☐ 実施している	消毒装置	☐ 有 →	浴槽水がある時の消毒装置の作動状況 ※循環式浴槽のみ記入	☐ 常に作動させている ☐ 常に作動させてない	【条例】浴槽水がある時は、消毒装置を常に作動させること
		☐ 無			
☐ 実施していない	浴槽水の消毒方法		☐ 塩素系薬剤（薬剤名： ） ☐ 紫外線 ☐ オゾン ☐ モノクロラミン ☐ その他（ ）	【条例】塩素系薬剤を使用して消毒すること。ただし、原湯又は原水の性質その他の条件によりこれにより難しい場合には、他の適切な措置を講ずること	
	塩素系薬剤の投入口 ※循環式浴槽のみ記入		☐ ろ過器に入る直前 ☐ その他（ ）	【条例】塩素系薬剤は、浴槽水がろ過器内に入る直前に投入すること	
	濃度および濃度測定				
	遊離残留塩素濃度（通常）	() mg/L	【規則】遊離残留塩素濃度は通常0.4mg/L程度であること		
	遊離残留塩素濃度（最大）	() mg/L	【規則】遊離残留塩素濃度は最大1mg/Lを超えないこと		
結合塩素のモノクロラミンの濃度	() mg/L	【規則】結合塩素のモノクロラミンの濃度が3mg/L程度であること			
濃度測定	☐ 毎日実施している ☐ 毎日実施していない		【条例】浴槽水中の残留塩素濃度を毎日測定すること		
濃度測定記録簿の保管期間	☐ 3年間保管している ☐ 3年間保管していない		【条例】3年間保管すること		

⑮ 自主管理手引書及び点検表

☐ 有
☐ 無

【条例】営業者は、自主管理を行うため、自主管理手引書及び点検表を作成すること

「自主管理手引書」及び「自主管理点検表」は和歌山県 生活衛生課HPに参考様式を掲載しておりますので、作成していない場合はそれらを活用して作成をお願いいたします。また、調査の根拠となる条例および細則もHPに掲載しています。

和歌山県 生活衛生課HP

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031600/d00220964.html>

こちらの二次元コードからも県HPへアクセス可能です。

